

## 千葉県コンプライアンス委員会設置要綱

### (設置)

第1条 千葉県庁におけるコンプライアンス（法令遵守等）を推進するにあたり、客観的かつ専門的な視点を活かすため、コンプライアンス委員会（以下「会議」という。）を設置する。

なお、会議は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる各号の事務を所掌する。

- (1) 公益通報（内部通報）事案への対応の検証及び助言、並びに通報相談に関すること。
- (2) コンプライアンス基本指針及びコンプライアンス推進計画策定にあたっての助言、並びに推進計画の実施状況の検証及び評価に関すること。
- (3) 各所属が作成するチェックリストの内容に関する検証及び修正の助言。
- (4) 監察の実施方法及び結果の検証、並びに是正措置及び再発防止策の助言に関すること。
- (5) その他コンプライアンスの推進に関すること。

### (組織)

第3条 会議は、4名以内の委員をもって構成し、委員はコンプライアンスに関する専門的知識と優れた見識を有する者を知事が依頼する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第4条 会議は、必要に応じて知事が招集する。

### (会長)

第5条 会議に会長を置き、会長は会議を総括する。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

### (守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

**(事務局)**

第7条 会議の事務局は、総務部行政改革推進課特別監察室に置く。

**(雑則)**

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

**附則**

**(施行期日)**

1 この要綱は、平成21年11月27日から施行する。

**(失効)**

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

**(委員任期)**

3 平成25年11月27日に就任した委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

**附則**

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成25年11月27日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成28年2月19日から施行する。